

## 山田町特定随意契約公表要領

平成26年8月19日企財第109号

(趣旨)

第1 この要領は、山田町財務規則（昭和42年山田町規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、山田町が発注する物品の購入及び役務の提供（以下「物品購入等」という。）に係る契約における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）に係る公表について必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2 規則第124条の2第1項に定める発注見通しの公表は、特定随意契約による発注の対象となる物品購入等（以下「特定随契対象物品購入等」という。）に係る次に掲げる事項について、原則として翌年度の予算が成立した日以後遅滞なく特定随意契約発注見通し調書（様式第1号）により行うものとする。

- (1) 契約の名称及び概要
- (2) 発注予定時期
- (3) その他町長が必要と認める事項

(契約内容等の公表)

第3 規則第124条の2第2項の規定による公表は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 見積書を徴する前までに行う公表にあつては、特定随契対象物品購入等に係る次の事項について、見積書の提出を求める旨の書面を送付しようとする日の10日前までに特定随意契約内容調書（様式第2号）により行うこと。

- ア 契約の名称
- イ 契約の対象となる物品又は役務の種類及び量
- ウ 契約の相手方の選定基準及び方法
- エ その他町長が必要と認める事項

- (2) 契約を締結した日以後に行う公表にあつては、特定随契対象物品購入等に係る次の事項について、当該日以後遅滞なく特定随意契約締結調書（様式第3号）により行うこと。

- ア 契約の名称
- イ 契約を締結した日

- ウ 契約の相手方の住所及び名称
- エ 契約金額
- オ 契約の相手方とした理由
- カ その他町長が必要と認める事項

(公表の方法)

第4 第2及び第3に定める公表(以下「公表」という。)は、山田町のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(公表の期間)

第5 公表の期間は、当該契約の履行開始の日の属する年度の3月31日までとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月19日から施行する。

特定随意契約発注見通し調書

		担当課	
契約の名称			
契約の概要			
発注予定時期	第1四半期 ・ 第2四半期 ・ 第3四半期 ・ 第4四半期		
備考			

注)「発注予定時期」欄は、該当する時期に○印を付すこと。

特定随意契約内容調書

		担当課	
契約の名称			
納入又は役務提供の場所			
契約の対象となる物品又は役務の内容	種類		
	数量等		
契約の相手方の選定に関する事項	選定基準		
	選定方法		
備考			

特定随意契約締結調書

		担当課	
契約の名称			
契約締結日	年 月 日		
契約の相手方	住所		
	名称		
契約金額	円（税込み）		
契約の相手方 とした理由			
備考			